クリアル株式会社

証券コード:2998

第12期
定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウィルス感染症対策のお願い

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様のご来場につきましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご判断いただき、インターネット又は書面による事前の議決権行使をご活用ください。

開催日時

2023年6月27日(火)　午前10時

開催場所

東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング

TKP新橋カンファレンスセンター15階
カンファレンスルーム15B

目　次

- 第12期　定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書
- 株主総会会場ご案内図

お知らせ

お土産のご用意はありません。また、株主総会終了後のイベント等も予定しておりません。
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 2998
2023年６月9日
（電子提供措置の開始日2023年6月５日）

株主各位

東京都台東区東上野二丁目13番２号
クリアル株式会社
代表取締役社長　横田　大造

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト　https://corp.creal.jp/ir/
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）19時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕
３頁から４頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の

行使期限までにインターネットにより議決権を行使ください。

敬具

記

1．日　　時　2023年６月27日（火曜日）　10時00分
2．場　　所　東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター15階
カンファレンスルーム15B
3．目的事項
報告事項
1．第12期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第12期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　第１回新株予約権行使条件変更の件

以上

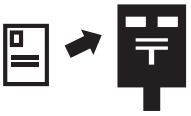
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



書面（郵送）で
議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年６月26日（月曜日）
午後７時00分到着分まで



インターネットで
議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年６月26日（月曜日）
午後７時00分入力完了分まで



株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年６月27日（火曜日）
午前10時

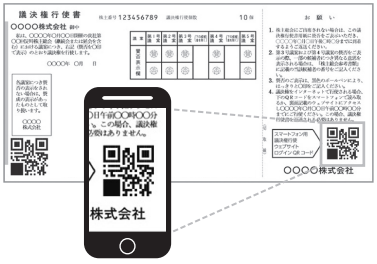
(1) 行使期限は2023年６月26日（月曜日）午後７時00分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
(2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

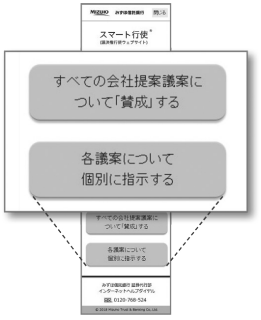
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

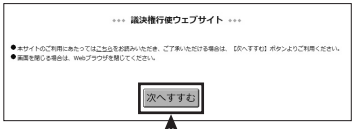
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

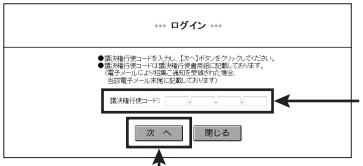
議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

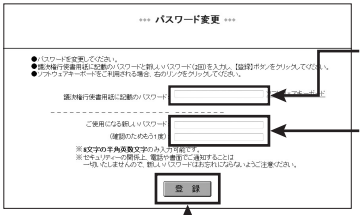
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）事業の拡大と今後の事業展開に備えるため、事業の目的に関する現行定款第２条を変更するものであります。

（２）業績・業容の拡大に伴うグループ全体の人員増加により、2023年5月22日をもって本社移転を行っておりますが、実質的な本社機能を有する事務所所在地と登記上の本店所在地を同一とすることを意図して、現行定款第３条を変更するものであります。

２．変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章　総　則	第1章　総　則
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（現行どおり）
1.～22.　（条文省略）	1.～22.　（現行どおり）
（新　設）	23. 太陽光発電その他の再生可能エネルギー関連事業
（新　設）	24. 船舶、航空機その他の動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売及びそのあっせん並びに保守管理業務
（新　設）	25. 株式並びに社債等の有価証券及び匿名組合出資等のみなし有価証券に関する投資、保有並びに運用業務
（新　設）	26. 電子記録移転有価証券表示権利等（セキュリティトークン）に関する投資、保有及び運用業務

現行定款	変更案
（新　設）	27. 著作権、特許権、意匠権、商標権、肖像権その他の無体財産権、各種債権及び暗号資産その他の電磁的価値情報に関する売買関連事業
（新　設）	28. 貸金業
23.　（条文省略）	29.　（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都台東区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	横田（よこた）　大造（だいぞう） （1976年４月９日生） 再任	2000年６月　アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社 2005年９月　オリックス株式会社入社 2007年12月　ラサールインベストメントマネージメント株式会社（現 ラサール不動産投資顧問株式会社）入社 2010年10月　株式会社新生銀行入社 2014年４月　ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社（現 ケネディクス不動産投資顧問株式会社）出向　投資運用部長 2017年４月　当社代表取締役社長（現任） 2017年５月　株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス取締役 （担当および重要な兼職の状況） なし	396,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	金子（かねこ） 好宏（よしひろ） (1975年1月7日生) 再任	2000年10月　中央青山監査法人入所 2005年11月　PwCトランザクションサービス株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）入社 2014年12月　金子公認会計士事務所代表 2016年 9 月　当社取締役 2017年 3 月　当社取締役副社長（現任） 2017年 5 月　株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス取締役 2017年10月　株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス代表取締役 2018年 5 月　株式会社オプティマスグループ取締役監査等委員 2022年 6 月　クリアルパートナーズ株式会社取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) 管理本部長・経営企画部長 指名報酬委員会委員 クリアルパートナーズ株式会社取締役	318,600株
3	太田（おおた） 智彬（ともあき） (1987年7月14日生) 再任	2011年 5 月　ユナイティア株式会社入社 2011年10月　株式会社アイ・エム・ジェイ入社 2015年 2 月　株式会社リクルートテクノロジーズ入社 2018年 7 月　当社入社 2019年 3 月　当社取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) DX事業本部長	6,600株
4	山中（やまなか） 雄介（ゆうすけ） (1983年6月11日生) 再任	2008年 4 月　パシフィックマネジメント株式会社入社 2009年 3 月　パシフィックコマーシャル株式会社転籍 2010年12月　ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社転籍 2018年11月　当社入社 2020年 6 月　当社取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) CREAL事業本部長	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	徳山（とくやま） 明成（あきなり） (1978年3月15日生) 再任	2001年 4 月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 2005年 3 月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2011年 5 月　当社設立代表取締役 2012年 6 月　Developer Group Pte Ltd 設立 Director（現任） 2012年 7 月　当社取締役退任 2012年 7 月　BRIDGE-C HOLDINGS PTE.LTD.設立 Director（現任） 2019年 7 月　当社取締役会長（現任） (担当および重要な兼職の状況) Developer Group Pte Ltd Director BRIDGE-C HOLDINGS PTE.LTD. Director	1,339,300株
6	村上（むらかみ） 未来（みらい） (社外取締役) (1977年6月19日生) 再任	2000年10月　中央青山監査法人入所 2005年11月　PwCトランザクションサービス株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）入社 2006年11月　UBS証券会社（現 UBS証券株式会社）入社 2009年11月　KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社 2012年11月　株式会社ユーザベース入社 2019年 4 月　株式会社somebuddy代表取締役（現任） 2019年 5 月　当社取締役（現任） 2019年 7 月　INCLUSIVE株式会社監査役（現任） 2020年12月　株式会社ユーグレナ取締役監査等委員（現任） (担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員会委員長 株式会社somebuddy代表取締役 INCLUSIVE株式会社監査役 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員	―株
7	定形（さだかた） 哲（さとし） (社外取締役) (1951年8月20日生) 再任	1974年 4 月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1996年 5 月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）市ヶ谷支店長 1999年12月　株式会社東京三菱証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）出向　取締役 2002年 6 月　株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）シンガポール支店長 2006年 5 月　株式会社電通国際情報サービス執行役員 2020年 2 月　当社取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員会委員	―株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	永見（ながみ）　世央（よう） (社外取締役) (1980年８月11日生) 再任	2004年 ４月　みずほ証券株式会社入社 2006年 ８月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2013年 ９月　株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年 ４月　ラクスル株式会社入社 2014年10月　ラクスル株式会社 取締役CFO（現任） 2020年 ３月　当社取締役（現任） 2020年12月　株式会社CAMPFIRE社外取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) ラクスル株式会社取締役CFO 株式会社CAMPFIRE社外取締役	― 株

(注) 1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．村上未来氏、定形哲氏および永見世央氏は、社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、永見世央氏が取締役を務めるラクスル株式会社に対してパンフレット等印刷物の発注を行っておりますが、その金額は僅少であり、独立性への影響はないと判断しております。
3．村上未来氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、上場会社での最高財務責任者としての経験と、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4．定形哲氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、銀行及び事業会社での豊富なリスク管理業務の経験を有していることから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5．永見世央氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、CFOとしての豊富な経験と幅広い知見を有することから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6．村上未来氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年１か月となります。
7．定形哲氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって３年４か月となります。
8．永見世央氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって３年３か月となります。
9．当社と徳山明成氏、村上未来氏、定形哲氏、永見世央氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏が再任された場合、当社は各氏と上記契約を継続する予定であります。
10．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社が保険料の全額を負担して保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　第1回新株予約権行使条件変更の件

第1回新株予約権の行使条件について、株式公開後1年経過後の応当日から毎年25%ずつ4年間での行使が前提となっていたところ、毎年50%ずつ2年間での行使を前提とする変更を行うものであります。第3回新株予約権の行使条件については毎年50%ずつ2年間での行使を前提としており、付与されたタイミングによる従業員間での行使条件の不均衡をなくすことで、従業員のモチベーション維持に繋げることを意図しております。

変更の内容は次のとおりであります。

(第1回新株予約権発行要項)

変更前	変更後
12. その他の新株予約権の行使の条件 (3)　新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、それぞれに掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から④に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 ① 株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） ② 株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）	12. その他の新株予約権の行使の条件 (3)　新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、それぞれに掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から②に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 ① 株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） (削除)

変更前	変更後
③ 株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間　割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） ④ 株式公開の日の4年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て	（削除） ② 株式公開の日の2年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て

(第1回新株予約権割当契約書)

変更前	変更後
（本新株予約権の行使の条件） 第4条 3　乙は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、次の各号に掲げる期間においてのみ、当該各号に定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開（下記（1)に定める場合をいう）の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記(1)から(4)に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 (1) 甲の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下、「株式公開の日」という）の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）	（本新株予約権の行使の条件） 第4条 3 乙は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、次の各号に掲げる期間においてのみ、当該各号に定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開（下記（1)に定める場合をいう）の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記(1)から(2)に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 (1) 甲の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下、「株式公開の日」という）の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）

変更前	変更後
(2) 株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）	（削除）
(3) 株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）	（削除）
(4) 株式公開の日の4年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て	(2) 株式公開の日の2年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て

以　上

事　業　報　告

自　2022年４月１日
至　2023年３月31日

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限が前年度に比べて緩和され経済社会活動の正常化が進み、個人消費のサービス支出減少やその影響を受ける業種の企業業績も持ち直しが見られました。2023年５月から感染症法上の類型も2類相当から5類への移行が決まり、ウィズコロナの下で感染対策を継続しながらも正常化に向かうことが期待されます。海外経済におきましても持ち直しの動きが見られましたが、諸外国のインフレ高進と抑制のための金融引締め、日本と先進各国との金利差拡大と為替相場の変動、ウクライナ情勢に起因するエネルギー価格高騰などが起こり、国内経済にコスト高の影響を及ぼしました。諸外国のインフレとその対応策の副作用、ウクライナ情勢など、依然として先行き不透明な状況を注視する必要があります。

当社グループが属する不動産及び不動産クラウドファンディング業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や国境を超えた移動の制限の緩和や全国旅行支援等の政策効果を受けて、稼働率の低下していたホテルや商業施設は1年を通じて回復を続け、レジデンスや物流施設は安定稼働と底堅い投資需要が継続しました。例えば、マンション市場におきましては、新築中古ともに平米単価は上昇傾向を維持しています。また、日本の低金利と円安を背景に海外投資家による国内不動産への投資需要の高まりが見られました。当社グループの属する業界はコロナ禍からの回復と、国内外の金融情勢の変化が及ぼす影響について、今後も注視する必要があります。

こうした環境の中、当社グループは、「ＣＲＥＡＬ」において、東京23区の区分レジデンスのリノベーション、商業施設、物流施設、一棟レジデンス、コリビングタイプのレジデンス、新設保育園の不動産ファンドをオンラインで提供して運用資産の残高とアセットタイプの拡大を図るとともに、着実に売却を実行しオンライン投資家にリターンを提供することで、投資家会員数は4万人、累積投資金額は275億円を突破しました。「ＣＲＥＡＬ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ」では、中古ワンルームマンションの販売本数を伸ばし、付随する賃貸管理物件数の増加につなげました。そして「ＣＲＥＡＬ　Ｐｒｏ」においては、海外機関投資家を対象に国内レジデンスを複数組み入れたファンドを新規組成することにより、ファンド組成手数料およびアセットマネジメントフィーの増加につなげることができました。一方で、事業拡大に伴い先行投資も含めた人員の拡充が進み、人件費が大きく増加をいたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は16,436,599千円（前年

同期比55.3％増)、売上総利益2,206,691千円（前年同期比42.0％増)、営業利益547,365千円（前年同期比74.5％増)、経常利益496,060千円（前年同期比93.0％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は336,172千円（前年同期比95.0％増）となりました。

なお、当社グループは資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は20,453千円となりました。主として新オフィスへの移転の建設仮勘定であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2022年４月28日に東京証券取引所グロース市場へ上場し、公募増資により635,710千円の資金調達を行いました。また、2023年2月20日に第三者割当増資により1,074,700千円の資金調達を行いました。

さらに、効率的で安定した運転資金の調達のため、取引銀行５行と限度額2,000,000千円の当座借越契約を締結いたしました。その他、物件の購入に充てるため、金融機関等より短期借入591,000千円、長期借入2,581,576千円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

① 不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」の認知度の更なる向上

事業の成長のためには、不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」の登録会員数増加とそれに伴うＧＭＶの継続的な増加が不可欠です。サイトを魅力的に保つための創意工夫を継続的に実践していくとともに、各種マーケティング活動を通じて、更なる認知度の向上と登録会員数及びＧＭＶの増加を図っていく必要があります。

② 良質な不動産投資案件の仕入れ

投資家に対して安定的なリターンを創出し、かつ売却時にキャピタルゲインを獲得できる良質な不動産を安定的に仕入れることは、不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」登録会員数及びＧＭＶの増加と利益確保のために非常に重要なファクターとなります。当社の投資物件の情報入手は、当社開発の物件仕入ツール「ＣＲＥＡＬ　ｂｕｙｅｒ」から収集した投資物件情報からのスクリーニングや、事業提携をしているパイプライン提供企業からの日常的な情報提供によります。「ＣＲＥＡＬ　ｂｕｙｅｒ」の認知度拡大とともに、ホテル・介護施設・病院・保育園、デベロッパー等といった運営会社を始めとするパイプライン提携企業を増やし、継続的にネットワークを拡大していくことが案件

の安定的な確保のために重要と考えています。良質な不動産投資案件の仕入れは「ＣＲＥＡＬ Ｐａｒｔｎｅｒｓ」及び「ＣＲＥＡＬ Ｐｒｏ」においても重要な課題であり、同様の取り組みを通じて案件の拡充をしていく方針です。

③ 新規許認可の取得

当社は不動産特定共同事業法に基づく第三号及び第四号事業者(※)としての許可につき金融庁および国土交通省へ申請中となります。当該許認可を取得することにより、外部のＳＰＣを利用したクラウドファンディングでの案件組成が可能となります。外部のＳＰＣにてクラウドファンディングを活用することで、「物件のオフバランス化」「金融機関・機関投資家のファンドへの参画」が期待され、より大型の案件組成も可能となることから、早期の許認可取得を目指し体制整備を行っております。

※ 不動産特定共同事業法二条４項３号・４号に掲げる行為を業とする事業者

④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループは今後の事業の拡大のために優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。そのため、継続的に業界経験者を中心とした中途採用を行っております。また、入社した社員に対しては定期的に社内の研修プランに従った研修・教育を実施することによりその育成に取り組んでおります。今後も継続的に採用を進め、社員への研修・教育制度の質を高めていくことで、優秀な人材の確保と育成を推進する方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループの更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題となります。当社グループは、監査役及び内部監査室の連携、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

⑥ 財務基盤の強化

当社グループにおいて、新たなサービスの新規開発に取り組むため、また良質な不動産を安定的に仕入れるためには、手許資金の流動性確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や、内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況

区　分		第９期 2020年３月期	第10期 2021年３月期	第11期 2022年３月期	第12期 当連結会計年度 2023年３月期
売上高	(千円)	3,776,677	7,141,139	10,581,003	16,436,599
経常利益	(千円)	215,144	105,909	256,973	496,060
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	152,219	50,234	172,420	336,172
１株当たり当期純利益	(円)	39.03	12.44	40.36	65.98
総資産	(千円)	6,273,014	9,046,787	10,926,264	21,492,033
純資産	(千円)	318,068	872,406	1,045,976	3,111,217
１株当たり純資産額	(円)	80.74	203.33	243.86	540.80

(注)1. 第11期より連結計算書類を作成しております。なお、第９期及び第10期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第11期の期首から適用しており、第11期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 2021年12月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
クリアルパートナーズ株式会社	14,000千円	100.0	不動産の投資販売・管理
合同会社RLSプロジェクト	100千円	－	不動産の投資
合同会社RLSプロパティ	100千円	－	不動産の投資

(注) 合同会社RLSプロジェクト、合同会社RLSプロパティは、実質的な支配力を有しているため、連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
資産運用プラットフォーム事業	・不動産ファンドオンラインマーケット ・実物不動産への投資を通じた資産運用サービスの提供 ・機関投資家や超富裕層向けの不動産投資サービスの提供 ・プロパティマネジメントサービスの提供

(8) 主要な営業所（2023年３月31日現在）

本社	東京都台東区

(9) 従業員の状況（2023年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢
88名	26名	37歳

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数の総数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年齢の計算には臨時従業員を含めております。

(10) 主要な借入先

借入先	金額
株式会社山梨中央銀行	663,000 千円
株式会社東日本銀行	539,992 〃
株式会社北岡組	443,576 〃
株式会社みずほ銀行	301,000 〃
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	231,500 〃
楽天信託株式会社	221,678 〃
東京シティ信用金庫	186,090 〃
ファンズ・レンディング株式会社	150,000 〃
株式会社福邦銀行	100,000 〃

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項(2023年３月31日現在)

（1）発行可能株式総数　　15,000,000株

（2）発行済株式の総数　　5,731,200株

（3）株主数　　2,439名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
徳山　明成	1,339,300	23.37
ＳＢＩホールディングス株式会社	1,225,000	21.37
横田 大造	396,600	6.92
BRIDGE-C ADVISORY PTE. LTD.	342,000	5.97
金子 好宏	318,600	5.56
櫻井 聖仁	309,600	5.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	277,000	4.83
日本証券金融株式会社	107,600	1.88
Y'sキャピタル合同会社	60,000	1.05
澁谷 賢一	52,000	0.91

（注）持株比率は、自己株式（21株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日		2019年７月23日	2020年５月18日
新株予約権の数		635個	313個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注）1		普通株式 190,500株 (新株予約権１個につき300株)	普通株式93,900株 (新株予約権１個につき300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権１個あたり 13,000円 (１株あたり 44円)	新株予約権１個あたり100,000円 (１株あたり 334円)
権利行使期間		2021年９月２日から 2029年９月30日まで	2022年６月２日から 2030年６月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 363個 目的となる株式数 108,900株 保有者数 ２名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 117個 目的となる株式数 35,100株 保有者数 １名
	監査役	－	－

(注) 1．2021年12月1日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2．第１回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1)新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という）にある場合は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にあるときに限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。

(3)新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、以下に掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から④に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。

①株式公開の日の１年後の応当日から起算して１年間　割当てを受けた新株予約権の25%に相当する数（１個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）

②株式公開の日の２年後の応当日から起算して１年間　割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数（１個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）

③株式公開の日の３年後の応当日から起算して１年間　割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数（１個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）
④株式公開の日の４年後の応当日以降　割当てを受けた新株予約権の全て
(4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
(5)新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
(6)本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
３．第３回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
(1)新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という）にある場合は、本新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にあるときに限り、他の本新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、本新株予約権を行使することができるものとする。
(2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
(3)新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、以下に掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から②に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。
①株式公開の日の１年後の応当日から起算して１年間　割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数（１個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）
②株式公開の日の２年後の応当日から起算して１年間　割当てを受けた新株予約権の全て
(4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
(5)新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
(6)本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
４．第１回新株予約権、第３回新株予約権には、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権が含まれています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
決議年月日		2022年11月14日
新株予約権の数		1,026個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注１）		普通株式102,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり150,700円 (１株あたり 1,507円)
権利行使期間		2024年12月1日から 2026年11月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
当社使用人への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 655個 目的となる株式数 65,500株 交付対象者数 27名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 371個 目的となる株式数 37,100株 交付対象者数 17名

(注)第４回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従業員等の地位を全て喪失する前に、従業員等の地位の全喪失後の新株予約権の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(4) 新株予約権者は、割当日以降、本新株予約権の権利行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が2,940円を一度でも超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。

(6) 本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。

(7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	区分	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	横田　大造		
取締役副社長	金子　好宏		管理本部長・経営企画部長 指名報酬委員会委員 クリアルパートナーズ株式会社取締役
取締役	太田　智彬		ＤＸ事業本部長
取締役	山中　雄介		CREAL事業本部長
取締役会長	徳山　明成		Developer Group Pte Ltd Director BRIDGE-C HOLDINGS PTE. LTD. Director
取締役	村上　未来	【社外】 【独立】	指名報酬委員会委員長 株式会社somebuddy代表取締役 INCLUSIVE株式会社監査役 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員
取締役	定形　哲	【社外】 【独立】	指名報酬委員会委員
取締役	永見　世央	【社外】 【独立】	ラクスル株式会社取締役CFO 株式会社CAMPFIRE社外取締役
常勤監査役	本多　一徳	【社外】 【独立】	本多一徳公認会計士税理士事務所代表 クリアルパートナーズ株式会社監査役
監査役	佐藤　知紘	【社外】	西村あさひ法律事務所パートナー
監査役	広野　清志	【社外】 【独立】	株式会社ワイドブレイン代表取締役 タグピク株式会社監査役 株式会社クリエイターズマッチ監査役 株式会社セルム監査役 マルシェ株式会社監査役

(注)1. 監査役の本多一徳および広野清志の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役の金子好宏氏が兼職しているクリアルパートナーズ株式会社は、当社の完全子会社であり、当社と同社との間には業務受託等の取引関係があります。
3. 取締役の徳山明成、村上未来および永見世央の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
4. 監査役の本多一徳氏が兼職しているクリアルパートナーズ株式会社は、当社の完全子会社であり、当社と同社との間には業務受託等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、同氏が代表を務める本多一徳公認会計士税理士事務所および、佐藤知紘並びに広野清志の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役の全員、社外監査役の本多一徳氏および広野清志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と徳山明成、村上未来、定形哲、永見世央、本多一徳、佐藤知紘および広野清志の各氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名報酬委員会の審議を経て、2022年４月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

1）基本方針

当社の取締役（業務執行取締役）の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るため、また、職務を適切に執行するインセンティブとして十分に機能するように、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬で構成しております。また、業務執行取締役を除く取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。

2）基本報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、従業員給与とのバランス等を勘案し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の意見も踏まえたうえ、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとしており、その具体的内容の決定については代表取締役社長に委任することとしております。

3）業績連動報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度の連結損益計画における親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに応じて定量評価を行い、指名報酬委員会の意見も踏まえたうえで、月例の固定報酬に加算することで支給するものとしております。なお、業績連動報酬は最大で基本報酬の40%を目安としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2021年12月１日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は８名です。

監査役の報酬の額は、2021年12月１日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社が各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長横田大造は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定することとしております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会からの答申内容を尊重するものとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	75,528 (9,600)	75,528 (9,600)	－	－	8 (3)
監査役（うち社外監査役）	12,870 (12,870)	12,870 (12,870)	－	－	3 (3)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては23頁「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村上　未来	当事業年度に開催した取締役会22回と指名報酬委員会10回の全てに出席し、上場会社の最高財務責任者としての経験と公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験から、また指名報酬委員会委員長として、取締役の報酬水準策定等において意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
取締役	定形　哲	当事業年度に開催した取締役会22回と指名報酬委員会10回の全てに出席し、銀行および事業会社での豊富な経験から、大所高所に立った見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
取締役	永見　世央	当事業年度に開催した取締役会には、22回中21回に出席し、CFOとしての豊富な経験と幅広い知見から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
監査役	本多　一徳	当事業年度に開催した取締役会22回と監査役会15回の全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
監査役	佐藤　知紘	当事業年度に開催した取締役会22回と監査役会15回の全てに出席し、弁護士として法務全般についての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
監査役	広野　清志	当事業年度に開催した取締役会22回と監査役会15回の全てに出席し、公認会計士としての内部統制および社内管理体制の構築についての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,200千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	38,200千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前年度の監査内容及び当年度の監査方針等について確認を行い、監査日数及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について対価を払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告します。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループにおいては、新たなサービスの新規開発に取り組むため、また良質な不動産を安定的に仕入れるためには、手許資金の流動性確保が重要であると認識しております。現在は事業拡大の過程にあると考えており、内部留保を充実させ、財務基盤の強化を図るとともに、事業成長のための投資を積極的に行い、企業価値の向上を図ることが、株主利益の最大化につながるものと考えております。

このため、上記の基本方針に基づき、当事業年度においては剰余金の配当はございません。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(a) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、コンプライアンス規程、それを実施するためのマニュアル並びにコンプライアンス・プログラムを策定し、当社グループの役職員による法令及び定款並びに社内規程の遵守徹底を図る。

(イ) 当社は、当社グループにおける関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るために、全社コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、当社内各部署の職務分掌及び当社グループ会社の主管者を明確にする。

(ウ) 当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、当社グループにおいて、その徹底を図る。

(b) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会議事録及び稟議決裁書等、当社取締役の職務の執行に係る重要文書は、当社の取締役会規程及び文書管理・情報管理に関する社内規程に従い、法定の保存期間に対応した保存期間及び保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制とする。

(c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社は、リスク管理委員会を設置して当社グループの損失に結びつく信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、災害リスク等様々な社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての対応手順と主管部署を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。

(イ) 対応手順については、不断にその実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれ

に対応する責任者、主管部署等を定める。

(d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）当社は、当社の取締役の役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルールを明確に定める。

（イ）当社は、取締役会で決議すべき重要事項は取締役会規程に明定し、それに準ずる重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する審議会あるいは委員会を設置する。また、取締役会に報告すべき事項も取締役会規程に明定し報告せしめる。

（ウ）当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統轄する部署を設置し、当社グループ会社の経営の健全性確保に努める。

（エ）当社グループの経営方針は、当社の統括部署により速やかにこれを当社グループ会社に知らしめるとともに、他の口頭及び文書による方法も加えて、当社グループの役職員への浸透に努める。

（オ）当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有し、グループ経営を推進する。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに、当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

（ア）当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社を主管する主管者を必ず定めることとする。主管者は重要事項について、当社グループ会社に対し事前協議を求め、事業年度報告及び営業活動報告等について当社への定期的な報告を義務付ける。

（イ）当社は、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社グループ会社の業務プロセスの検証・整備を図る。

（ウ）当社内部監査室は、当社グループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証する。

(f) 当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制

（ア）当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、コンプライアンス委員会等を通じて、定期的に当社監査役に対して報告する。

（イ）当社内部監査室は監査終了の都度、内部監査の結果を当社監査役に報告することとする。

（ウ）当社監査役は、必要に応じて、会計監査人、当社取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることができる体制とする。

(g) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度等（当社監査役等への報告も含む）を通じて報告を行った当

社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(h) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）当社は、監査役監査の効率性及び適正性に留意しながら、必要と認める費用を支出する。

（イ）当社監査役は当社取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べ、当社経営会議その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。

（ウ）当社代表取締役は当社監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

(a) コンプライアンスに関する取組み

代表取締役社長、常勤取締役、法務コンプライアンス部長及び管理本部長で構成された全社コンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス上の課題を整理・抽出し、改善活動を実施する。加えて、取引先についての反社チェックを徹底し、反社会的勢力排除の徹底を図る。

(b) リスク管理に関する取組み

代表取締役社長、常勤取締役、法務コンプライアンス部長及び各部門リスク管理責任者で構成されたリスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループが直面するリスクについて整理・抽出し、その対策を提示し改善活動を実施する。

(c) 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の報告を徹底するとともに、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行う。また、3名の社外取締役を選任し、独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して適切な助言・提言を行う。

(d) 内部監査に関する取組み

代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、法令順守や内部統制の整備・運用状況等について継続的に監査を実施する。また、監査結果及び改善状況を代表取締役及び取締役会に報告するほか、監査役に報告した上で連携を図るなど実効性を確保する。

(e) 監査役の職務執行及び監査の実効性確保に関する取組み

監査役会を設置し、毎月1回の監査役会を開催し、監査に関する報告、協議、重要な事項の決議を行う。また、全ての監査役が取締役会に出席するとともに、常勤監査役が投資委員会や全社コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、いずれも、必

要に応じて意見を述べ、質疑を行うほか、重要書類及び稟議書等の閲覧を行う。さらに、会計監査人及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的な情報交換を行い監査の実効性と効率性を確保する。

（注）本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**19,834,078**	**流動負債**	**16,472,144**
現金及び預金	6,198,136	短期借入金	676,914
預託金	1,353,085	1年内返済予定の長期借入金	504,380
売掛金	21,577	未払法人税等	241,248
販売用不動産	10,998,323	転貸損失引当金	3,345
仕掛販売用不動産	929,180	クラウドファンディング預り金	3,506,066
貯蔵品	673	匿名組合出資預り金	10,870,030
その他	370,398	その他	670,160
貸倒引当金	△37,299	**固定負債**	**1,908,670**
固定資産	**1,657,954**	長期借入金	1,849,416
有形固定資産	**1,404,797**	転貸損失引当金	32
建物及び構築物	774,463	その他	59,222
土地	681,824	**負債合計**	**18,380,815**
建設仮勘定	19,448	**(純資産の部)**	
その他	7,011	**株主資本**	**3,097,156**
減価償却累計額	△77,950	資本金	1,239,052
無形固定資産	**1,260**	資本剰余金	1,139,052
その他	1,260	利益剰余金	719,076
投資その他の資産	**251,896**	自己株式	△25
投資有価証券	7,025	**その他の包括利益累計額**	**2,273**
長期貸付金	2,424	その他有価証券評価差額金	2,273
繰延税金資産	130,794	**新株予約権**	**10,146**
その他	142,502	**非支配株主持分**	**1,641**
貸倒引当金	△30,850	**純資産合計**	**3,111,217**
資産合計	**21,492,033**	**負債純資産合計**	**21,492,033**

連結損益計算書

自　2022年４月１日
至　2023年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,436,599**
売上原価		**14,229,907**
売上総利益		**2,206,691**
販売費及び一般管理費		**1,659,326**
営業利益		**547,365**
営業外収益		
受取利息	38	
違約金収入	800	
還付加算金	189	
その他	42	1,070
営業外費用		
支払利息	38,622	
社債利息	1,933	
上場関連費用	11,763	
その他	56	52,375
経常利益		**496,060**
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**496,060**
匿名組合損益分配金		△3,341
税金等調整前当期純利益		**499,401**
法人税、住民税及び事業税	265,740	
法人税等調整額	△102,631	163,109
当期純利益		**336,292**
非支配株主に帰属する当期純利益		**120**
親会社株主に帰属する当期純利益		**336,172**

連結株主資本等変動計算書

自　2022年４月１日
至　2023年３月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	379,000	279,000	382,904	－	1,040,904
当期変動額					
新株の発行	855,205	855,205			1,710,410
新株の発行(新株予約権の行使)	4,847	4,847			9,695
親会社株主に帰属する当期純利益			336,172		336,172
自己株式の取得				△25	△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	860,052	860,052	336,172	△25	2,056,252
当期末残高	1,239,052	1,139,052	719,076	△25	3,097,156

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	855	855	2,696	1,520	1,045,976
当期変動額					
新株の発行					1,710,410
新株の発行(新株予約権の行使)					9,695
親会社株主に帰属する当期純利益					336,172
自己株式の取得					△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,417	1,417	7,450	120	8,988
当期変動額合計	1,417	1,417	7,450	120	2,065,241
当期末残高	2,273	2,273	10,146	1,641	3,111,217

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　3社

連結子会社の名称

クリアルパートナーズ株式会社

合同会社RLSプロジェクト

合同会社RLSプロパティ

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社はありません。また関連会社は存在しないため該当ありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、合同会社RLSプロジェクト、合同会社RLSプロパティの決算日は４月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

② 棚卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～26年
その他	2年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 転貸損失引当金

サブリース期間の家賃保証にかかる損失に備えるため、過去の空室率を加味し、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、不動産への投資・資金調達・物件仕入・運用・売却といった不動産投資運用に係る一連のフローを行っており、個人投資家から機関投資家・超富裕層を顧客としております。

不動産の売却は、当社グループが所有する販売用不動産の販売をおこなっており、顧客との契約に基づき不動産の引き渡しを行う義務を負っております。履行義務は当該物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

不動産の運用は、投資家が所有する物件の賃貸管理業務、私募ファンドの組成から運用終了までの管理を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務等を負っております。履行義務は、一定期間にわたり充足されるものであり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

販売用不動産に係る控除対象外消費税等は、取得原価に算入しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外費用「その他」に含めておりました「上場関連費用」(前連結会計年度4,028千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	10,998,323	千円
仕掛販売用不動産	929,180	〃
評価損計上額(売上原価)	45,279	〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、販売用不動産等について毎期正味売却価額をもとに評価を行い、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、差額を売上原価として処理しております。

販売用不動産の正味売却価額の算定は、個別物件ごと、販売予定価格と近隣相場の動向などを調査するとともに、必要に応じ鑑定レポートを取得し慎重に検討しております。正味売却価額の算定における重要な仮定は、テナント賃料、稼働率及び割引率です。

今後の不動産市況や景気等の見通しには不確実性があり、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,404,797	千円
無形固定資産	1,260	〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損が生じている可能性を示す事象(減損の兆候)がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定は、個別物件ごと、近隣相場の動向などを調査するとともに、必要に応じ鑑定レポートを取得し慎重に検討しており

ます。割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定における重要な仮定は、客室平均単価、客室稼働率及び割引率です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、当社グループの一部事業運営に影響を及ぼしており、一定の不確実性が存在するものの、翌連結会計年度から正常化に向かうと仮定しております。

今後の不動産市況や景気等の見通しには不確実性があり、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	436,060千円	(247,645千円)
仕掛販売用不動産	855,087 〃	
建物及び構築物	701,038 〃	
土地	681,824 〃	

上記のうち、()内書きはノンリコース債務に対応する担保資産を示しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	493,300千円	
1年内返済予定の長期借入金	34,992 〃	(9,996千円)
長期借入金	1,511,354 〃	(211,682 〃)

上記のうち、()内書きはノンリコース債務を示しております。

2 保有目的の変更により販売用不動産477,752千円を有形固定資産に、有形固定資産255,472千円、無形固定資産2,362千円を販売用不動産にそれぞれ振替えております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	4,272,000	1,459,200	−	5,731,200

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新規上場に伴う公募増資による新株式の発行	743,000株
第三者割当増資による新株式の発行	550,000株
新株予約権の権利行使による増加	166,200株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

3 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　306,300株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。余剰資金は安全で流動性の高い普通預金で運用し、短期的な不動産取引に関する決済資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は従業員に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産取得に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で６年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、投資運用部からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新す

るとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月期の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	7,025	7,025	－
(2) 長期貸付金（1年内回収予定を含む）	3,918	3,945	27
資産計	10,943	10,971	27
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,353,796	2,389,910	36,114
負債計	2,353,796	2,389,910	36,114

現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額と、国債の利回りの利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合に想定される利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1 収益の分解情報

当社グループは資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位:千円)

ＣＲＥＡＬ	2,396,268
ＣＲＥＡＬ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ	4,804,966
ＣＲＥＡＬ　Ｐｒｏ	1,380,596
顧客との契約から生じる収益	8,581,831
その他の収益	7,854,768
外部顧客への売上高	16,436,599

(注)「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入、及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第15号)の対象となる不動産(不動産信託受益権含む。)の譲渡等が含まれております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は次のとおりです。

(単位:千円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権	15,234	21,577
契約負債	6,206	30,276

契約負債は、主として不動産の売買契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,026千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は28,074千円となり、不動産の運用に関するものであり、2年以内に収益を認識する予定であります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記には、収益認識会計基準第80-22項を適用し当初に予想される契約

期間が１年以内の契約、及び履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項に従って認識している契約を含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産	540円80銭
１株当たり当期純利益	65円98銭

（重要な後発事象に関する注記）

（共通支配下の取引等）

当社は、2023年１月13日の取締役会において、当社を承継会社、当社の完全子会社であるクリアルパートナーズ株式会社（以下、「クリアルパートナーズ」といいます。）を分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）することの決議を行い、2023年２月14日に吸収分割契約を締結し、2023年４月１日を効力発生日として、会社分割を実施いたしました。

(1) 本吸収分割の目的

クリアルパートナーズは、個人向け不動産投資運用サービス事業である「ＣＲＥＡＬ Ｐａｒｔｎｅｒｓ事業」を営んでおりますが、今後も大きな成長が見込まれる同事業において、当社が営む不動産ファンドオンラインマーケットの「ＣＲＥＡＬ事業」及びプロ向け不動産ファンドの「ＣＲＥＡＬ Ｐｒｏ事業」との事業シナジーを最大化し当社グループの成長を加速することを目的に、クリアルパートナーズが営む事業のうち、個人向け投資用不動産の販売に関する事業を当社に承継し、統合するものであります。具体的には、各事業の顧客へのクロスセルの進展、マーケティングの一層の効率化、DX開発プラットフォームの一元化等の各種シナジー効果を企図した統合となります。

「ＣＲＥＡＬ事業」において展開する不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」の投資家の中には、ファイナンスを活用した実物不動産投資等の様々な投資ニーズを有している投資家が存在しており、そのような投資家のニーズに応える商品を「ＣＲＥＡＬ Ｐａｒｔｎｅｒｓ事業」で展開していく方針です。また、従来の「ＣＲＥＡＬ Ｐａｒｔｎｅｒｓ事業」の顧客層の中には、より大きな資金での運用を意図する顧客も存在し、そのような顧客に対しては「ＣＲＥＡＬ Ｐｒｏ事業」のサービスを展開していく方針です。本件統合を機会に、こうした各事業の顧客へのクロスセルを推し進めていく予定です。

また、本吸収分割実行後、クリアルパートナーズには賃貸管理を含むプロパティマネジメント事業が残存することとなりますが、同事業においては足元で個人のみならず法人や機関投資家の受注も増加し、事業規模の拡大が著しいことから、DXを活用したプロパティマネジメント専業の会社として適切なガバナンスの下独立させ、M&Aを積極的に活用しつつ安定収益を積み上げていくことで、グループの成長をさらに加速していく方針であります。

事業環境が変化する中で、グループ一丸となり事業間のシナジーを創出しながら効率的な経営体制を構築し、経営基盤の強化に引き続き取り組んで参ります。

(2) 本吸収分割の概要

① 承継する事業部門の内容

「ＣＲＥＡＬ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ事業」のうち、個人向け投資用不動産販売に関する事業部門

② 企業結合日（効力発生日）

2023年４月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を承継会社とし、クリアルパートナーズを分割会社とする吸収分割

④ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（新株予約権の行使条件変更）

当社は、2023年５月15日開催の取締役会において、ストックオプション（新株予約権）の行使条件の変更について、2023年６月27日開催予定の第12回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。なお、変更の効力発生につきましては、本定時株主総会において、当該変更に関する議案が原案どおり承認されることを条件といたします。

(1) 変更の理由

第１回新株予約権の行使条件について、株式公開後１年経過後の応当日から毎年25%ずつ４年間での行使が前提となっていたところ、毎年50%ずつ２年間での行使を前提とする変更を行うものであります。第３回新株予約権の行使条件については毎年50%ずつ２年間での行使を前提としており、付与されたタイミングによる従業員間での行使条件の不均衡をなくすことで、従業員のモチベーション維持に繋げることを意図しております。

(2) 行使条件を変更する新株予約権

第１回新株予約権（2019年７月23日株主総会決議）

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(第１回新株予約権発行要項)　　(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
12. その他の新株予約権の行使の条件 (3) 新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、それぞれに掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。 ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から④に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 ① 株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数(1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる) ② 株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数(1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる) ③ 株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数(1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる) ④ 株式公開の日の4年後の応当日以降 割当てを受けた本新株予約権の全て	12. その他の新株予約権の行使の条件 (3) 新株予約権者は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、それぞれに掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。 ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から②に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 ① 株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数(1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる) (削除) (削除) ② 株式公開の日の2年後の応当日以降割当てを受けた本新株予約権の全て

（第１回新株予約権割当契約書）　　（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
（本新株予約権の行使の条件） 第4条 3　乙は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、次の各号に掲げる期間においてのみ、当該各号に定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開（下記（1)に定める場合をいう）の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記(1)から(4)に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 (1) 甲の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下、「株式公開の日」という）の1年後の応当日から起算して1年間　割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） (2) 株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間　割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） (3) 株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間　割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） (4) 株式公開の日の4年後の応当日以降　割当てを受けた本新株予約権の全て	（本新株予約権の行使の条件） 第4条 3　乙は、他の本新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、次の各号に掲げる期間においてのみ、当該各号に定める割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開（下記（1)に定める場合をいう）の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記(1)から(2)に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。 (1) 甲の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下、「株式公開の日」という）の1年後の応当日から起算して1年間　割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる） （削除） （削除） (2) 株式公開の日の2年後の応当日以降　割当てを受けた本新株予約権の全て

（その他の注記）
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**18,888,140**	**流動負債**	**15,932,367**
現金及び預金	5,776,339	短期借入金	417,950
預託金	1,353,085	1年内返済予定の長期借入金	468,572
売掛金	17,191	未払金	283,917
販売用不動産	10,444,840	未払費用	14,162
仕掛販売用不動産	929,180	未払法人税等	241,158
前渡金	120,660	前受金	15,000
前払費用	33,015	預り金	15,280
その他	251,126	クラウドファンディング預り金	3,506,066
貸倒引当金	△37,299	匿名組合出資預り金	10,870,030
固定資産	**1,658,099**	その他	100,230
有形固定資産	**1,404,797**	**固定負債**	**1,583,734**
建物	774,463	長期借入金	1,549,672
工具、器具及び備品	7,011	長期未払金	34,062
土地	681,824	**負債合計**	**17,516,102**
建設仮勘定	19,448	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△77,950	**株主資本**	**3,019,991**
無形固定資産	**1,260**	**資本金**	**1,239,052**
ソフトウエア	1,260	**資本剰余金**	**1,139,052**
投資その他の資産	**252,041**	資本準備金	1,139,052
関係会社株式	33,225	**利益剰余金**	**641,911**
出資金	30	利益準備金	16,102
長期前払費用	13,238	その他利益剰余金	625,809
繰延税金資産	121,731	繰越利益剰余金	625,809
その他	114,665	**自己株式**	**△25**
貸倒引当金	△30,850	**新株予約権**	**10,146**
		純資産合計	**3,030,137**
資産合計	**20,546,240**	**負債純資産合計**	**20,546,240**

損益計算書

自　2022年４月１日
至　2023年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,530,917**
売上原価		**9,892,892**
売上総利益		**1,638,025**
販売費及び一般管理費		**1,114,457**
営業利益		**523,567**
営業外収益		
受取利息	154	
業務受託収入	43,200	
違約金収入	800	
その他	187	44,341
営業外費用		
支払利息	28,201	
社債利息	1,933	
上場関連費用	11,763	
その他	16	41,914
経常利益		**525,994**
税引前当期純利益		**525,994**
法人税、住民税及び事業税	265,292	
法人税等調整額	△100,354	164,937
当期純利益		**361,056**

株主資本等変動計算書

自　2022年４月１日
至　2023年３月31日

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	379,000	279,000	279,000
当期変動額			
新株の発行	855,205	855,205	855,205
新株式の発行(新株予約権の行使)	4,847	4,847	4,847
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	860,052	860,052	860,052
当期末残高	1,239,052	1,139,052	1,139,052

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,102	264,752	280,854	－	938,854	2,696	941,550
当期変動額							
新株の発行					1,710,410		1,710,410
新株式の発行(新株予約権の行使)					9,695		9,695
当期純利益		361,056	361,056		361,056		361,056
自己株式の取得				△25	△25		△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						7,450	7,450
当期変動額合計	－	361,056	361,056	△25	2,081,136	7,450	2,088,587
当期末残高	16,102	625,809	641,911	△25	3,019,991	10,146	3,030,137

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～26年
工具、器具及び備品	2年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益および費用の計上基準

不動産への投資・資金調達・物件仕入・運用・売却といった不動産投資運用に係る一連のフローを行っており、個人投資家から機関投資家・超富裕層を顧客としております。

不動産の売却は、当社が所有する販売用不動産の販売をおこなっており、顧客との契約に基づき不動産の引き渡しを行う義務を負っております。履行義務は当該物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

不動産の運用は、投資家が所有する物件の賃貸管理業務、私募ファンドの組成から運用

終了までの管理を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務等を負っております。履行義務は、一定期間にわたり充足されるものであり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
控除対象外消費税等の会計処理
販売用不動産に係る控除対象外消費税等は、取得原価に算入しております。

(会計上の見積りに関する注記)
1 棚卸資産の評価
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	10,444,840	千円
仕掛販売用不動産	929,180	〃
評価損計上額（売上原価）	45,279	〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに内容に関する情報
連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

2 固定資産の減損
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,404,797	千円
無形固定資産	1,260	〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに内容に関する情報
連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1　担保資産に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	855,087千円
建物	701,038 〃
土地	681,824 〃

(2) 担保に係る債務

短期借入金	301,000千円
1年内返済予定の長期借入金	24,996 〃
長期借入金	1,299,672 〃

2　関係会社との取引高に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	102,939千円
短期金銭債務	3,811 〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	169,276千円
営業費用	119 〃
営業取引以外の取引高	43,327 〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	21株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	20,867	千円
未払金等	13,833	〃
未払事業税	14,499	〃
棚卸資産評価損	7,902	〃
減価償却超過額	7,833	〃
税務上の売上高認識額	49,284	〃
匿名組合損益	741	〃
新株予約権	3,010	〃
その他	3,758	〃
繰延税金資産合計	121,731	千円
繰延税金資産純額	121,731	千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要な株主	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	139,272	企業グループの統括・運営等	(所有)直接21.4	資本業務提携	第三者割当増資(注)	1,074,700	−	−

(注) 第三者割当増資については、2023年1月31日開催の当社取締役会において、決議されたものであり、当社が発行した550,000株を、SBIホールディングス株式会社が1株につき1,954円で引き受けたものであります。なお、1株当たりの発行価額は上記取締役会決議日の直前営業日(2023年1月30日)における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値から9.91%ディスカウントした金額であります。

（2）子会社及び関連会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	クリアルパートナーズ株式会社	東京都台東区	14,000	不動産の投資販売・管理	(所有)直接100.0	役員の兼務及び業務受託	業務受託料	43,200	未収入金	－
							資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000
							利息の受取	127	未収利息	127

(注) 取引条件および取引条件の決定方法等
- 業務受託料については、業務内容を勘案し契約により決定しております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	526円94銭
1株当たり当期純利益	70円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

クリアル株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　理

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クリアル株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリアル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月26日

クリアル株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　理

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クリアル株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び 財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通 及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各 号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月29日

クリアル株式会社　監査役会

常勤社外監査役　本多　一徳　㊞

社外監査役　佐藤　知紘　㊞

社外監査役　広野　清志　㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング

TKP新橋カンファレンスセンター15階　カンファレンスルーム15B

TEL　03-5510-1351



交通のご案内

都営三田線をご利用の場合	「内幸町駅」A5出口から徒歩1分
JR山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線をご利用の場合	「新橋駅」日比谷口から徒歩7分
東京メトロ銀座線、都営浅草線をご利用の場合	「新橋駅」7番出口から徒歩7分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。